10. 内部質保証

1. 現状の説明

(1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

本学では、内部質保証への取り組み、認証評価に対する本学の考え方、ならびに結果の公表について学則に定め、全学で教育の質の向上に取り組んでいる(資料 10-1 第 1 条)。本学の自己点検・評価活動については、自己点検・評価委員会が全学の点検・評価を実施している。近年の主な実績としては、2012 年度に自己点検・評価報告書を作成、翌 2013年度にその報告内容に基づく外部評価(大学評価委員会)を実施した。客観的視点による改善提案を真摯に受け止め、質の向上に向けて改善に取り組んでいる。

また、国際標準に適う大学づくりを目指す観点から、上記の他に国際的な認証評価機関等の活用にも積極的に取り組んでいる。具体的には、国際経営学部および経営管理研究科が、ビジネススクールの国際的な認証機関である AACSB による認証評価を、2014 年度末に取得する予定である。

評価結果の公表については、2008年度受審の大学基準協会による大学評価結果ならびに認証評価結果を、大学ホームページ上で公開している(資料 10-2)。同ページでは、大学基準協会の指定様式に基づき毎年作成している大学基礎データ、大学データ集の各データ(一部を除く)、および上述の2012年度自己点検・評価報告書、そして2013年度に実施した外部評価の際に報告された委員長総括についてもすべて公開している。

情報公開については、本学の設置者である学校法人立命館では、2010年に「学校法人立命館情報公開規程」を制定し、そのなかで、本法人が設置する学校を含め、保有する情報の公開および開示に関し、「本法人の運営や教育研究等の諸事業の社会的説明責任を果たし、公正かつ透明性の高い運営を実現し、構成員による自立的な運営と教育研究の質向上に資することを目的とする」と明示している(資料 10-3 第 1 条)。また、同規程第 4 条第 1項では、学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項に定める「教育研究活動等の状況について」の情報を網羅した、社会一般への情報公開内容を規定している。これに従い、本学でも、学校法人立命館のホームページ内にある「立命館アジア太平洋大学 情報公開ページ」において、情報公開を行っている(資料 10-4)。

また、情報公開請求への対応についても、同規程第3条2項「本規程に定める開示請求手続に基づき、情報を示すこと」の定め通り対応することとしている。本規程の趣旨は、広く情報を公開する範囲と、請求に基づき条件を満たす者にのみ開示する範囲とを区別し、個人情報や機密情報等を不開示とするものである(資料10-3 第3条)。

(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。

1) 内部質保証のサイクルと組織

内部質保証については、大学基準協会の認証評価基準(大学基準および点検・評価項目、以下「大学基準」という)に準拠した自己点検・評価報告書を作成し、これを基に、自己点検・評価(自己点検・評価委員会)、外部評価(大学評価委員会)、認証評価(大学基準協会による認証評価)を一連の検証サイクルに組み込み、統合的に機能させることとしている(資料 10-5)。

- ① 自己点検・評価の方法については、原則として 2 年に一度、大学基準協会の認証評価 (大学基準) に準拠した形で自己点検・評価報告書を作成することを基本とする。
- ② 上記自己点検・評価報告書作成の翌年度(原則として2年に一度)、当該自己点検・ 評価報告書を基に、大学評価委員会を開催し、外部評価を受審する。
- ③ 大学基準協会の認証評価を受審(7年に一度)する翌年度は、自己点検・評価報告書の作成を行わず、1年繰り延べることとする。また、大学基準協会の認証評価を受審(7年に一度)する当該年度については、大学評価委員会を開催しない。
- ④ 大学評価委員会や大学基準協会認証評価を受審しない年度についても、過去に指摘を受けた事項等を中心に、自己点検・評価委員会において、フォローアップを行うことにより、検証サイクルを実質的に機能させる。

本学は、内部質保証を推進する全学組織として、副学長および全部局の部長で構成する「自己点検・評価委員会」を設置している。本委員会の規程において、「本学における教育および研究、組織および運営ならびに施設および設備に関する組織について毎年度、自己点検・評価を実施する」と定めている(資料 10-6 第2条)。

このほか、内部質保証を掌る組織として「大学評価委員会」がある。大学評価委員会は、本学の外部評価組織として設置されるもので、学外の有識者若干名の委員をもって構成される。本委員会は、本学が行う自己点検・評価の客観性および妥当性に関する評価を行う(資料 10-7 第 1 条、第 3 条)。

このような自己点検・評価を改革や改善につなげるため、本学の自己点検・評価委員会 規程では、「自己点検・評価の結果を学長および立命館アジア太平洋大学大学評価委員会に 報告し、学長は、評価結果を受け、その内容を本大学の諸計画に反映させる」(資料 10-6 第4条第1項、第2項)と定めている。

これに基づき、本学では 2011 年度、2013 年度の 2 回、大学評価委員会および学長に対して自己点検・評価の結果が報告されており、その結果に対する評価や総括を踏まえ、改善に向けて取り組むべき事項を事業計画、新カリキュラム等に反映させた(資料 10-6 第 2 条第 1 項、第 2 項)(資料 10-8)(資料 10-9)。

2) コンプライアンスに対する取り組み

本学の設置者である学校法人立命館では、常設のコンプライアンス委員会の権限については、「学校法人立命館コンプライアンス委員会規程」で次のように定めている (資料 10-10 第 2 条)。

(コンプライアンス委員会の任務)

- 第2条 コンプライアンス委員会の任務は、次に掲げる事項とする。
- (1) 学校法人立命館およびその設置する学校におけるコンプライアンスの推進にかかる重要な方針およびその変更を理事長に提案すること
- (2) 学校法人立命館およびその設置する学校におけるコンプライアンスの推進のため の啓発、研修を企画し実施すること
- (3) 学校法人立命館およびその設置する学校におけるコンプライアンスの推進方針に 反する事例を処理し、再発防止策の策定を理事長に提案すること
- (4) 学校法人立命館通報処理規程第15条の2第2項に定める措置を理事長に勧告すること
- (5) コンプライアンスの推進に関する取り組みの公表に関すること
- (6) その他、委員会がコンプライアンスの推進のために必要と認めた事項

個々の事案に関しては、調査委員会を設けることができるとし、その権限を次のように 定めている(資料 10-10 第 6 条)。

(調査委員会)

- 第6条 コンプライアンスの推進方針に反する疑いのある事実が発見され調査が必要となった場合は、コンプライアンス委員会の下に調査委員会を設置することができる。
- 2 調査委員会の設置は、コンプライアンス委員会委員長の承諾を得て、法務コンプライアンス室長が行う。
- 3 法務コンプライアンス室長は、調査委員会を設置した場合、後に開催されるコンプライアンス委員会に報告しなければならない。
- 4 調査委員会の調査手続について必要な事項は、別に定める。
- 5 調査委員会が緊急を要すると認めるときは、理事長は当該組織または当該個人に対 しコンプライアンスの推進方針に反する疑いのある行為を中止させ、その他必要な 措置を講じなければならない。

コンプライアンス委員会の役割とは別に、「学校法人立命館コンプライアンス推進規程」で、法務コンプライアンス室長の職務権限を次のように定めている(資料 10-11 第8条)。

(法務コンプライアンス室長の職務権限)

- 第8条 法務コンプライアンス室長の職務権限は、次に掲げる事項とする。
- (1) 各組織におけるコンプライアンスの状況に関する情報を収集し把握すること
- (2) コンプライアンスに問題のある事件または学校法人立命館通報処理規程に定める 通報について調査および処理の手続きを行うこと
- (3) 前号にかかる調査結果を必要に応じてコンプライアンス委員会に報告し、判断を求めること
- (4) コンプライアンス委員会がコンプライアンス上の問題を認めた行為につき該当す る組織に対して改善を求めること
- (5) 前号に掲げた処理内容について、理事長に報告すること

- (6) 文書の法務検査を行い、必要な訂正を求めること
- (7) その他、コンプライアンスに反する行為の発生を未然に防止するために必要な措置 を講じること
- (8) コンプライアンスに関する相談を受けること
- (9) その他理事長が特に命じる事項

なお、理事長の補佐体制という点では、業務監査室も法務コンプライアンス室も同様であるが、監査は執行結果を事後点検して問題把握する機能であり、法務コンプライアンス室は不適切な決定や執行がなされないよう予防する措置や、決定や執行が実行されるプロセスで不適切な状況が生じないよう対策を講じる点が主な違いである。

コンプライアンス委員会の役割も同様で、コンプライアンスの取り組み状況を監督し、 また事件への対応状況を把握することによって、内部統制上の観点から問題点や是正事項 を理事長に諮問する役割としている。

(3) 内部質保証システムを適切に機能させているか。

本学では、全学の内部質保証の実現のために、前述のとおり、自己点検・評価委員会が中心的な役割を果たしている。点検・評価作業を通じて何らかの対応を行う必要性が明らかになった場合、担当役職者を通じて、各部局に対応を促している。その対応にあたり大学としての機関決定が必要な場合は、大学評議会に上程を行う。

基本的な実施時期および実施内容は、以下のとおりである。

2009年度	大学評価委員会	2012 年度	自己点検・評価報告書作成
2010年度	自己点検・評価報告書作成	2013 年度	大学評価委員会
2011 年度	大学評価委員会	2014 年度	自己点検・評価報告書作成 大学基準協会への同報告書提出

1) 組織単位及び個人単位での自己点検・評価活動の取り組み

組織レベルでは、自己点検・評価および外部評価結果を踏まえ、責任部署の明確化、行動目標(計画)の策定、検証可能な到達目標およびスケジュールの設定を進め、PDCAサイクルの実質化を促している。

これに加え、国際経営学部および経営管理研究科では、AACSB 認証評価取得を目指し、 教育、研究をはじめとした分野において、国際的な質保証、継続的な改善サイクルの推進 に取り組んでいる。

教員個人については、「授業評価アンケート」を 2000 年より導入している。この授業評価アンケートの実施、およびその結果に関する総括は、3 章で言及した教員アセスメント制度の一部として組み込まれている。本制度は、教員に対し、教育分野、研究分野、社会貢献分野における自己アセスメントを促すとともに、上長である学部長やセンター長との面談の機会を設け、教員のさまざまな分野での改善・向上を促すものとして機能している。

研究活動に関しては、個人研究費・研究旅費の支給にあたって「個人研究費実績報告および研究計画書」の作成・提出を求めており、各教員が研究計画に沿って研究を行っているか、また研究費の使い方は適切か、等、教員に振り返りを促している。(資料 10-12)

職員個人については、まず職制レベルに対し、「課長・事務長の自己評価」をベースに、一年間の職制としての取り組みや果たしてきた役割について振り返る機会を提供するとともに、職場のマネジメント力向上を促している。また、個々の課員についても、「APU 専任職員目標・評価シート」ならびに「キャリア・シート」の作成・提出を求めており、所属長との面談を通じて、フォローやフィードバックを定期的に行っている。これらは、人事異動を検討するにあたっての参考資料ともなっている。

2) 教育研究活動におけるデータベース化への取り組みおよび IR 推進

教員の研究活動については、本学独自の「研究者データベース」を構築・運用し、研究活動の成果を国内外に広く発信している(資料 10-13)。あわせて、「研究者データベース」に入力されたデータを、教員の同意のもとに、独立行政法人科学技術振興機構(JST)および国立情報学研究所(NII)が主管・運営する「ReaD & Researchmap」に提供しており、幅広い対象への情報発信にも取り組んでいる。この「研究者データベース」への入力は、先に述べた教員アセスメントの評価活動と連動していることに加え、個人研究費の支給要件ともなっている。データ入力に対しインセンティブを付与することで、データベースの充実化を図っている(資料 10-13)(資料 10-14p.4)。

本学では、学生実態、教員実態、授業実態等について客観的データをもって把握・検証するために、2012 年度に「IR プロジェクト」を立ち上げた。学生実態に関しては、学内のデータウェアハウス内に蓄積された、入試、学修、正課外活動、進路等、学生に関するさまざまなデータをもとに分析を行う、「エンロールメント・マネジメント」に着手している。

3) 外部評価等における指摘事項への対応

自己点検・評価活動における学外者の意見の反映については、学長の諮問機関として、 先に述べたとおり、外部委員により構成する大学評価委員会を設置しており、おおよそ 2 年に1回、同委員会による外部評価を実施している。大学評価委員会は、本学の自己点検・ 評価結果の客観性および妥当性等について評価を行い、学長は、この評価結果を学園およ び大学の諸計画に反映させると規程に定めている(資料 10-7 第 2 条 1 項及び 2 項)。

直近では、2013年度に、同委員会による外部評価を実施し、その結果が委員長総括として、学長、および自己点検・評価委員会に報告された。数々の課題指摘事項を真摯に受け止め、各部局において、改善に向けた取り組みを進めている(資料 10-9)。

文部科学省および認証評価機関からの指摘事項への対応については、2008 年度に財団法人大学基準協会(当時)による認証評価を受け、その際、助言 9 項目、勧告 1 項目の指摘を受けた。その後、当該学部・研究科等において改善に取り組んだ結果を「改善報告書」にまとめ、自己点検・評価委員会の確認を経て、2012 年 7 月 26 日付けでこれを同協会に提出した。これに対する「改善報告書検討結果」が 2013 年 3 月 15 日付けにて本学に送付され、「助言・勧告を真摯に受け止め、意欲的に改善に取り組んでいることが確認できる」

との評価が下された。ただし、助言第2項に指摘された「学位授与・課程修了の認定」については、「修士論文にかわる研究レポートの審査の透明性、客観性、厳格性の担保を図るための検討が行われている段階であり、今後の成果を期待したい」との言及があった。

この研究レポートの審査における透明性、客観性、厳格性の担保については、アジア太平洋研究科、経営管理研究科の両研究科における 2014 年カリキュラム改革検討過程において議論・検討され、①Division(研究分野)別合同発表会の開催、②リサーチ・プロポーザル(研究計画書)の提出・審査を課すこと、③研究レポートについても指導教員だけでなく、他の教員も審査を行うことで、改善を図っている(資料 10-15 p.8)。

2. 点検・評価

(1) 効果が上がっている事項

1) 国際的な質保証への取り組み

国際経営学部、経営管理研究科の AACSB 認証評価取得に向けた一連のプロセスを通じて、主に教育・研究分野において、国際的な質保証を意識した内部質保証の仕組みが構築されてきている(資料 10-16)。

(2) 改善すべき事項

1) 本学が優先すべき点検・評価の視点が未整理

自己点検・評価委員会の役割として、大学としての点検・評価の視点を定めることが求められているが、現時点でその整理や決定がなされていない。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

1) 国際的な質保証への取り組み

AACSB の認証取得に向けての国際経営学部、経営管理研究科の取り組みをグッド・プラクティスとして、大学全体に広げていくこととしている。すでに、アジア太平洋学部、アジア太平洋研究科においても、2017年度に予定している学部カリキュラム改革を一つの契機に、質保証に向けた取組を強化していく予定である。

(2) 改善すべき事項

1) 本学が優先すべき点検・評価の視点が未整理

2017年度もしくは2018年度を目処に検討が進んでいる学部カリキュラム改革を見据え、自己点検・評価委員会において、2016年度中に本学として優先すべき点検・評価の視点を

定め、今後の自己点検・評価活動の指針とする。

4. 根拠資料

- 10-1 立命館アジア太平洋大学学則(既出 1-2)
- 10-2 大学ホームページ 大学評価
- 10-3 学校法人立命館情報公開規程
- 10-4 立命館アジア太平洋大学 情報公開ページ
- 10-5 大学の自己点検・評価実施時期・方法に関する方針の確認および規程改正について
- 10-6 立命館アジア太平洋大学自己点検・評価委員会規程
- 10-7 立命館アジア太平洋大学大学評価委員会規程
- 10-8 2014年度課の業務計画シート (フォーマット)
- 10-9 2013年度大学評価委員会(報告書)
- 10-10 学校法人立命館コンプライアンス委員会規程
- 10-11 学校法人立命館コンプライアンス推進規程
- 10-12 2014 年度個人研究費支給のための手続きについて
- 10-13 Read&Researchmap へのデータ提供と更新について
- 10-14 教員アセスメント (2013 年度活動実績アセスメント) について (既出 3-16)
- 10-15 大学院 アジア太平洋研究科博士前期課程・経営管理研究科修士課程 2014 年度 カリキュラム改革について
- 10-16AACSB Self Evaluation Report